

令和 7 年 3 月第 2 回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和 7 年 3 月 13 日（木）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番 吉川 裕三	2 番 川村 太志	3 番 永野 栄一
4 番 松繁 美和	5 番 白石 伸一	6 番 上地 信男
7 番 中山 百合	8 番 大石 教政	9 番 澤田 康雄
10 番 岩本 誠生		

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 前田 幸二
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 中西 一洋 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 議案第 13 号 地方自治法第 203 条による職員の報酬及び費用弁償の
額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例
日程第 2. 議案第 14 号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例
日程第 3. 議案第 15 号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 4. 議案第 16 号 本山町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条
例
日程第 5. 議案第 17 号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6.	議案第 18 号	本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第 7.	議案第 19 号	本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 8.	議案第 20 号	本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 9.	議案第 21 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10.	議案第 22 号	本山町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 11.	議案第 23 号	アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 12.	議案第 24 号	本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例
日程第 13.	議案第 25 号	本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
日程第 14.	議案第 26 号	現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
日程第 15.	議案第 27 号	本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
日程第 16.	議案第 28 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
日程第 17.	議案第 29 号	令和 6 年度本山町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 18.	議案第 30 号	令和 6 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 19.	議案第 31 号	令和 6 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 20.	議案第 32 号	令和 6 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 21.	議案第 33 号	令和 6 年度本山町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 22.	議案第 34 号	令和 6 年度本山町病院事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 23.	議案第 35 号	令和 7 年度本山町一般会計予算
日程第 24.	議案第 36 号	令和 7 年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算
日程第 25.	議案第 37 号	令和 7 年度本山町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 26.	議案第 38 号	令和 7 年度本山町介護保険事業特別会計予算
日程第 27.	議案第 39 号	令和 7 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第 28.	議案第 40 号	令和 7 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算

- 日程第 29. 議案第 41 号 令和 7 年度本山町簡易水道事業会計予算
- 日程第 30. 議案第 42 号 令和 7 年度本山町病院事業会計予算
- 日程第 31. 議案第 43 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 32. 議案第 44 号 町道の路線認定について
- 日程第 33. 議案第 45 号 本山町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 日程第 34. 議案第 46 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第 35. 議案第 47 号 本山町再エネ導入ロードマップ・本山町地球温暖化対策
実行計画（区域施策編・事務事業編）の策定及び改定に
ついて
- 日程第 36. 議案第 48 号 本山町みらい創造戦略の策定について
- 日程第 37. 発議第 1 号 議員派遣の件
- 日程第 38. 発議第 2 号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 39. 発議第 3 号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 40. 発議第 4 号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一
部を改正する規程
- 日程第 41. 発議第 5 号 本山町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第 42. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 43. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資
源対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件
- 追加日程第 1. 議案第 49 号 令和 6 年度本山町一般会計補正予算（第 9 号）

開会 9 : 0 0

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議事日程に入る前に、提案されております議案名の変更、訂正というのがあります。それから、昨日の一般質問での答弁内容変更というのがありますので、時間を取りまして、まず、議案名の変更から提案をしてください。誰がする。町長か。議案名、訂正です。聞いてないの。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）議案第 47 号ですが、文字の抜かり等がありましたので訂正をさせて…

○議長（岩本誠生さん）提案理由もちゃんと。

○政策企画課長（前田幸二さん）議案第 47 号でございますが、議案の中の文字の訂正を

させていただきたいと思います。「議案第４７号 本山町再エネロードマップ」という題名になっておりますが、「再エネ」の後に「導入」という文字が抜けておりますので、これを訂正で入れていただきたいと思います。

それに伴いまして、下の条文のほうです。議案の文のほうですが、文の２段目、ここにも「本山町再エネロードマップ」となっていますので、こちらへも「導入」を付け加えていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それと、もう一つですが、上の議案の題名の中で「本山町地球温暖化対策実行計画」の後に「地域施策編」と書いておりますけれども、正しくは、「地域」ではなくて「区域」になります。「区域」の「区」になります。

なお、下のほうに条文の２段目のところにも同じような文字がありますけれども、こちらのほうは間違っていないで、そのままです。

確認が十分できておりませず、ご迷惑をおかけしまして失礼いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）ただいま議案第４７号について、議案名の変更と字句の訂正がございました。

これについて、これを訂正することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めますので、訂正を行います。

関係書類の差し替えその他がありますので、暫時休憩します。

休憩 ９：０４

再開 ９：０６

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

関係書類の差し替えは終わったと思いますが、次に、まちづくり推進課より昨日の一般質問の答弁に対する訂正、修正ですかがありますので、これを許します。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）昨日の９番、澤田議員に対します一般質問中の答弁におきまして、美しい村景観保全事業の令和６年度事業予算を１，４００、１００万円と説明しておりました。正しくは１，４１０万円でございますので、訂正をよろしくお願いいたします。

誤った説明をしておりまして、大変申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）今、訂正があったことで了解ですかね。

それでは議事日程に入りたいと思いますが、本日の議事日程はお手元に配付した新しいプリントのとおりであります。

議事日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１．議案第１３号 地方自治法第２０３条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第１、議案第１３号 地方自治法第２０３条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第１３号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第１３号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第１３号 地方自治法第２０３条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２．議案第１４号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第２、議案第１４号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

１番、吉川裕三さん。

○１番（吉川裕三さん）お尋ねします。

まず1点目、この今回の貸与条例の金額を増額した理由についてお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）増額の理由についてでございますが、この奨学金貸与条例を運用してきておりまして、すみません、年数は、確定的な年数は言えないんです。以前もちょっとお答えしたときに確定した年数は言っておりませんが、20年ぐらい見直しをしてきていないということと、この間のやはり学費、学費といいますか、学業に当たって非常に物価等高騰しておるということで、額を増額して奨学金貸与条例に定めておる目的に見合うようなことにしていくということで、増額したものでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）物価高を起因とするのであれば、中学卒業者を対象とするもの、月額1万5,000円が上がっていないと。これは専修学校で、中学校を卒業して専修学校に行く場合でも、物価高の影響はあるんだと思いますが、この部分だけ上げていないというのは、何らかの意図があるのかどうか。同じく物価高が上がっているのであれば、全ての対象とする金額を私は上げるべきではないかと思いますが、その点、1点、再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。

暫時休憩します。

休憩 9:16

再開 9:20

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁申し上げます。

大学、あるいは高等学校から専修学校の場合の額の増額につきましては、物価高等の勘案をさせていただきました。議員おっしゃいました中学校を卒業しての専修学校等の増額につきましては、事例でありますとか内容をもう少し検討して、その場合に対応できるように検討していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）いいですかね。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）今のあれなんですけれども、いわゆる今年度はもうこれでいくということなんでしょうか。それとも早急に検討してということなのか。これはちょっとやはり提案理由と対応がマッチしていないということで、できれば再提出か、議案修正、議員による修正かによって対応すべきじゃないかと私は思うんですけれども、その時期ですよ。判

断するというか、この修正、今年度の7年度から入校する人には、中学校卒業者の専修の方には該当しないということになれば問題になると思うんですが、教育長のそのいつまで検討して結果を出すのかについて、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）すみません。これまで申請等のケースもないということと、ちょっと該当のケースを承知しておりませんので、これについては、すぐというよりも、今年、調査と研究をして、また次年度に提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですかね。

ほかにありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）同じく中学校の分ですけれども、今、該当等がないということではありますが、中学校卒業生は全員、もう高校とか進学しているのか。専門学校、准看の学校なんか中学校を出た人がいたりもしてもおります。相当、やはりこの中学校だけ上げていないような文書を残しておると、本山町の教育行政はなかなか中学校卒業生だけは金額も上げない、冷たいみたいに、やはり町内の人、また対外的にも本山の教育行政が見られるんじゃないかと思われそうですが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）教育の点で話がありましたが、こちらについても、先ほども答弁をさせていただきましたが、事例、あるいはこういったケースがあるのか、すぐにこの場でお答えできない部分もありますので、検討させていただいて、それにそういった状況があれば対応させていただきたいということで、もう現時点ではご了解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑なしと認めます。

議案第14号の討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

議案第14号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第14号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第14号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3. 議案第15号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第3、議案第15号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん） ちょっとお尋ねをという、全員協議会の際に十分理解をしたのかなというふうに私自身思っておりましたが、資産割を除くということによって均等割が若干増えるということに、これは三税方式、三つの方式にするということが統一化への道かと思えますけれども、ただ、ここで一つ疑問に、資産割というのも、なかなか持っている資産、金になるものではないので、資産割もどうかというふうに思っていたんですが、もう一つ、均等割も、これはゼロ歳から誰も同じでしたかね。そういうふうに均等割が増えるということは、小さなお子さんがいる家庭なんかで少し負担が増えるのではないかみたいになんか思っていたんですが、そこところがちょっと理解が間違っているかもしれませんが、ちょっと。だから、その資産割を減らすことによって均等割が増えたことによる全体の平等感といいますか、そんなことはどうなっているか、ちょっとお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん） ご説明いたします。

資産割は、調定額の約1割ぐらいが資産割算入額となっております。これを改定するものです。

応益割、応能割の割合は43対57、均等割、平等割が57%、所得割が43%、これがどうしてこの率かというと、高知県のように所得が低くて均等割に頼っているところは、全体としましては、軽減、7割、5割、3割の軽減が行われます。それについては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の軽減に対する財政措置があります。

高知県におきましては、全体では、これを受けることのほうが総額を抑えるという意味では有利なことになります。所得が高いところについては、基本は50、50なんです。しかし、高知県のように、所得率が低く、均等割世帯、軽減世帯が大きい場合には、この運営のほうが国費の投入額、一般財源、正規な繰入額とする基盤安定事業が適用されることにより、より安定した運営ができるということで、高知県は57対43でいこうということになっています。

これが、所得が高い町村でいくと、そういうことは起きません、軽減が大きい場合には。全体的な運営に対するものとしてはこの方式がベストということで、県が示しているものとなります。



以上です。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） その理屈は分かりましたが、もうちょっと調べてから本当は聞くべきでしたけれども、未就学児に対しては、さらにそこに軽減をするというような市町村独自の制度があるかと思うんですが、そのことは今言った軽減とはちょっと関係ないですね。

だから、私が申し上げたいのは、子育て世帯に、お子さんがようけおればおるほど、均等割で、ですから、全体として運営はこのほうが有利かもしれませんが、個々の国保被保険者にとって少し不平等感が出てきたり、それから子育て世帯に対応するために、未就学児のところであるとかいうようなところについて、あるいは18歳以下のところは軽減する措置があるとかいうようなことはお聞きしたことがあります、そのことをちょっと教えてください。

○議長（岩本誠生さん） 大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん） 2年前に幼児に対する軽減策はもう既に導入されて、たしか2分の1、ここに詳しい資料は持っていないんですが、2分の1になるということで、それは調整交付金で町村に補填されるという制度がもう既に始まっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第15号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第15号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第15号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4． 議案第16号 本山町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第4、議案第16号 本山町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番、上地信男さん。

○6 番（上地信男さん）1 点だけお尋ねします。

想定しておる人数ですね、受給できるとする。今、担当課長からお話を聞いていれば、6 5 歳未満、6 5 歳以上とかいうようなお話もございましたが、ある程度押さえておる数字があればお教えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘さん）6 5 歳未満につきましては1 名、6 5 歳以上は1 名の計2 名となっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

議案第1 6 号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第1 6 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第1 6 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第1 6 号 本山町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第5．議案第1 7 号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第5、議案第1 7 号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん）この四国内旅行の場合が宿泊料が1 万、四国外旅行の場合が1 万7, 0 0 0 円と。それより低いというか、実費で払われているんですけども、この金額というのは、今のホテルというか、宿泊施設でどれぐらい泊まれる確率があるというか、基本的に、

多分2万円とか、四国内でも1万円以上するのが普通のレベルじゃないかなと思うんですけども、これで例えば県外の出張をしたときに、1万7,000円とかいうのは収まる額なんですか。その辺の説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）昨今の宿泊費については、大変高騰しておるというのは認識しております。ただ、その額を幾らにするかということでは一定協議もしましたけれども、県下の近隣自治体の状況等を踏まえて、今回提案をさせていただいております。該当する出張等の際には、一定探していただくかなりの努力をしていただく必要もあると思いますけれども、今回についてはこの額で定めたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

議案第17号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第17号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第17号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6 議案第18号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第6、議案第18号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の申出はありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第18号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第18号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第18号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第7. 議案第19号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

日程第8. 議案第20号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第7、議案第19号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第20号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

補足説明を許します。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）教育長、字句訂正が抜かっていますけれども、議案第20号の一番最後を見てください。字句訂正をお願いします。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 9：58

再開 9：59

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん）議案第20号の条例でございますが、議員から指摘がありましたように、1ページ目、一番下なんです、「要件を満たすと市長」となっておりますが、これは「町長」でございます。

提案のときには、きちんと最後まで見て提案するのが本来でございますが、非常に簡単なミスで大変申し訳ないです。今後、このようなことがないように努めていきますので、字句の訂正を、議長、よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん）ただいま議案内の字句の訂正について教育長より説明がありました

が、「市長」を「町長」と字句の訂正することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）では、字句の訂正をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

議案第１９号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第１９号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第１９号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第１９号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第２０号の討論を行います。討論……

（「すみません」の声あり）まだあるか。

（「はい」の声あり）大西教育長。

議案第２０号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第２０号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２０号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第２０号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第９．議案第２１号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第９、議案第２１号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）条ずれということですが、今、マイナンバーカードというか、この普及率が、やっぱりこれを利用するためにも、今、町内でどれぐらい普及されておるのか。まだ通知カードのままとか、マイナンバーに替えられておる人もおられると思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）質問者に申し上げます。あくまでもこれは質疑でありますので、関連質問的なことはなしに、この条例に対することのみを質疑するというのが原則であります。ですから、そういうことは一般質問で聞くとか、ほかの機会に聞かないと、全部がそういう形で関連質問的なことになると、対応できないということもありますので、この件については、一応、特別な配慮をもって認めますけれども、次からはそういうことのないようにご注意を申し上げます。

この件について、答えられる範囲内でお答えください。

住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん）先月末で約79%の方がマイナンバーを保有しております。以上です。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

議案第21号の討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第21号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第21号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第21号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10．議案第22号 本山町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第10、議案第22号 本山町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

議案第２２号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第２２号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２２号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第２２号 本山町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１１． 議案第２３号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第１１、議案第２３号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないですね。質疑なしと認めます。

議案第２３号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第２３号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２３号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第２３号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1 2. 議案第 2 4 号 本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第 1 2、議案第 2 4 号 本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん）ちょっと運用上のことでお伺いします。

この運転免許返納者による減免期間は 1 年ということですが、結局、返納すると交通弱者になるわけです。1 年で全額免除なんですけど、1 年過ぎた後は足がないわけですね。そうすると、町長が特別な事由があると認めた者に移行するのかどうか。そのまま 1 年だけ免除されて終わりなのかということについて、説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）この事業につきましては、一応 1 年間という制度にしております。1 年間やってみてというのはあれですが、施行してみて、いろんな内容についてはまた検討せにやいかんことも出てきたりとかすると思いますので、1 年たった後につきましては、これはもう 1 年間だけということに今のところはなっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3 番、よろしいですか。

3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん）そうすると、多分、その運転免許返納者というのは 1 年だけであれば、なかなかちょっと、自分が乗れる間だけでもということで、90 歳以上になってもやはり運転をされる可能性が高いんじゃないかなと思うわけです。

やはり足がないと病院にも行けないし、買物にも行けないわけですね。だから、家族の人がいくら心配だと言っても、家族がずっと近くにいない場合は、自分が移動する手段を持たないと生活ができないわけだし、そういう意味において、特にそういう人たちは年金暮らしの人が多いわけだから、やはりそういうところに補助をしてあげないと、生活の質は落ちるし、緊急のときもちょっと困るんじゃないかなと思うわけですけれども、この条例は条例で、これでいいとは思いますが、その運用面で、私が言ったように 1 年後がカバーできるのであれば納得がいくんですけれども、再度検討、もし今、課長が答弁されたように、1 年だけで、後は知らんよということであれば問題が多いんじゃないかと思いますが、その件についてどうでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） いや、これは、課長の答弁よりも、町長の一応考え方のほうが大事だと思いますので、まず町長、澤田町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（澤田和廣さん） 本山町のコミュニティバスは、そういう公共交通の空白地区を埋めていくということで、住民の皆様の足を確保していくということでこの事業をやっております。

今回は、運転免許証を返納された方にコミュニティバスの利用を促すという目的もございますので、1年間、コミュニティバスを利用していただくと。その他の方も高齢者の方はおられますけれども、皆さん、1回200円ですか。定期もありますので、1か月いくらか割安になっていきますけれども、そういう形で利用していただいております。運転免許証を返納された方だけが交通弱者ではないと。高齢者も含めて、交通弱者、そういった皆様に、公共交通の空白しているところに足を確保するというので、コミュニティバスの制度を導入して運用しておるといふうに見ていただきたいというふうに思います。

なお、通院とかいう場合には、福祉のバス、タクシー制度なんかもございますし、そういったものも活用していただいて、このコミュニティバスの利用を促進していくというふうに見ていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） よろしいですか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん） 要は、こういった免許返納をされる方というのは、何らかの事情があるわけですね、多分。先ほども言いましたように、運転が危なくなっていると、周りから見ると、本人は基本的にまだまだ乗れるという人が多いわけですが、そういうふうになると、何か事故を起こしたときに、やはり大変周りの人にも迷惑をかけるというところ。町長の言われるように、コミュニティバスの促進という目的であれば、1年間利用していただいて、それ以降も利用してもらいたいというのは分かります。

それと、交通弱者の人はほかにもいるということを言われたんですが、やはり今回の場合は運転免許証返納者。全国的にそういった公共交通に対してのサービス事業とかいうのがいっぱいあるから、これを取り入れたと思いますけれども、やはりこの単発というのは、単発のサービスというのは、サービスというか、福祉事業的なものについては、なかなか住民としては受け入れられない。ある程度持続した支援ということを考えるべきではないかと思いますけれども、その辺の継続性というか、住民に対する支援の継続性ということについて、町長、そうしたら、どういうふうに思われるでしょうか。そういう単発の1年限り、後は知りませんよというような町行政でいいかどうかについて、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 後は知りませんじゃなくてというふうに私は思っていなくて、公共交通の空白地であるところをコミュニティバスを運行することによって、足の確保を進めて

いるということで、運転免許証の返納者の皆様にもこのコミュニティバスの利用を促進していきたいと。特に返納された方には1年間無料にして、コミュニティバスの利用に、割と走っていても利用されないケースが多くて、割と手軽に利用していただきたいと。だったら、それはもう料金を全額、全ての者に免除したらいいんじゃないかというような発想にもなるかもしれませんが、現状では一応、一定の費用をご負担いただいてコミュニティバスを運用しております。そういった中で、運転免許証を返納された方は、1年間、公共交通として、今、町のほうでもこういう制度で運行しておりますので、これを利用してもらおうと、そういうことを促進していきたいというふうに考えております。

1路線で1回につき2名ですか、平均取って。そういうことで国の交付金等にも影響があるんですけども、割と利用が少ない路線なんかもありますので、そういった生活の中にコミュニティバスを位置づけてもらいたいと、運用を促進していきたいということもございまして、ましてや高齢者の方々の、こういった本山町は車がないと非常に生活が不便でございますけれども、その中にコミュニティバスという制度を導入して運用してきているということで、それを皆さんに広く普及していきたいというふうに考えておりますし、運転免許の返納で、高齢で運転される方が少し返納を考えてみようかというきっかけにもなるならば、この制度も意義があるんじゃないかというふうには考えておりますけれども。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）65歳以上で運転免許を自主返納した人に1年間無料ということで、いい制度だと思います。また、その中で、車の免許等を持っていないような方に対しても、65歳を超えたら1年間無料とかしたほうがいいんじゃないかと思いますが、免許を持っている人だけ1年無料で、持っていなかったら全然そういう無料とかはないような、やっぱり免許があるなしにかかわらず、利用促進に向けての無料とかをしていくのがいいんじゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）今のところ、65歳に到達して1年間、コミュニティバス無料という、料金免除ということは考えておりません。今回は、この条例は、運転免許証を返納された方に対して1年間の利用料を免除して、コミュニティバスを使っていただく、普及する、知っていただくということもありますけれども、そういう地域でこういう公共交通を確保しておるということをご理解していただくという意味で、免許返納者に対しての全額免除という制度といたしております。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）あと、大体利用人数というか、どれぐらい7年度は想定されておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）お答えいたします。

予算としましては、月１，０００円で１２か月、２０人分を計上しています。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）はい。

○８番（大石教政さん）この中で、町長が特に認めた者という表現があるんですけども、そこらあたり、町長の判断はどういうふうになるのか、ちょっと補足説明をしていただきたいと思いますが。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）この部分については、条例制定時に想定されたものがあると思うので、申し訳ございません、十分理解できていない部分がございますけれども、災害とか、そういったことが起こったときとか、いろんなそういう特別なケースが出てきたときに、半額免除というようなケースではなかろうかというふうに考えます。ほかに、ちょっとそのときのケース、ケースによると思いますけれども、そういった非常時というか、そういったときにこの項目が該当していくんじゃないかというふうに考えます。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第２４号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第２４号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２４号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、議案第２４号 本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１３． 議案第２５号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

日程第１４． 議案第２６号 現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

日程第１５． 議案第２７号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

日程第１６． 議案第２８号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

○議長（岩本誠生さん）日程第１３、議案第２５号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、日程第１４、議案第２６号 現業に雇用される一般職

に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、日程第15、議案第27号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、日程第16、議案第28号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、以上を一括議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 10:35

再開 10:36

○議長（岩本誠生さん） 資料配付が終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長。

○総務課長（田岡学さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん） 一般職ということなので、これについては特にはないんですが、ただ、ここに、この資料の中に「現行定年が65歳である医師等については定年年齢の引上げはありません。」と書いているわけですが、前から本山町としては医師の確保と——これは一般職の今日はあれだからちょっとあれですが、資料の中にあるから発言させてもらっているんですが、医師等の技術者に対するやはり定年延長についても今後検討する必要があるんじゃないかと思いますが、その件についてちょっと町長の見解を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 医師等につきましては別に定めがございまして、段階的にもう定年延長というのが規定されておまして、70歳だったかね。70まで暫定的に経過措置を設けて、定年延長になっておるということでございますので、この資料とちょっとですが、今ちょっと手元に資料を持ち合わせていないのでございますけれども、これまでも医師については一般職とは違う定年でございましたので、同じくそういった定年措置、延長措置が取られておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

議案第25号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第25号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２５号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第２５号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第２６号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第２６号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２６号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、議案第２６号 現業に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第２７号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第２７号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２７号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第２７号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第２８号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第２８号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２８号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第２８号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで休憩をいたします。１１時まで休憩といたします。

休憩 １０：４８

再開 １１：００

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 17、議案第 29 号 令和 6 年度本山町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（岩本誠生さん） 日程第 17、議案第 29 号 令和 6 年度本山町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入、町税について質疑はありませんか。

10 款地方交付税について質疑はありませんか。

12 款分担金及び負担金について質疑はありませんか。

13 款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

14 款国庫支出金について質疑はありませんか。

15 款県支出金について質疑はありませんか。

18 款繰入金について質疑はありませんか。

20 款諸収入について質疑はありませんか。

21 款町債について質疑はありませんか。

歳入を終わります。

歳出に移ります。

歳出、2 款総務費について質疑はありませんか。

3 款民生費について質疑はありませんか。

4 款衛生費について質疑はありませんか。

5 款農林水産業費について質疑はありませんか。

6 款商工費について質疑は……。

どっち。5 款。

（「5 款」の声あり） 5 款。5 款農林水産業費の質疑。

5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） これは減額額がトータルで 3,267 万 1,000 円という形になっていますけれども、これは、正直言って、組むときにやっぱりちょっと甘かったのかなというふうに思うんですが、これについては決算等で正確な数字が出てくるとは思いますけれども、この 3,200 万というふうな金額が歳出から減ったということについては、計画自体の減少という形になってくるんですよね。

○議長（岩本誠生さん） 大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん）５款、特に減額額が大きい国土調査事業について申し上げます。

歳入、１５ページをご覧ください。まずは歳入です。

これは補助申請ベースで予算組みを、１２月の補助申請を基に３月当初予算を編成しております。その１５ページ、３２、国土調査事業補助金、これは国費の分ですが、１、７６６万９、０００円が採択にならなかったというか、割当てにならなかったことによりまして、事業費でいきますと、２４ページ、国土調査費、補正額は２、２９２万６、０００円。これは割当て、特に事業をしなかったというわけじゃなくて、県からの補助申請をして、ある程度、１００％以上の補助申請をしていないと厳しいものがあって、やっぱり丸々つかないということがありますので、補助申請は、面積を拡大して補助申請します。その割当てによって事業精査をして事業を執行したもので、決して事業をしなかったというわけではなくて、県補助金に見合った事業を執行しているというところで、減額額が大きくなっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

６款商工費について質疑はありませんか。

７款土木費について質疑はありませんか。

８款消防費について質疑はありませんか。

９款教育費について質疑はありませんか。

１２款予備費について質疑はありませんか。

続きまして、第２条の繰越明許費の補正、第２表の５ページから６ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。ないようですので、次へいきます。

第３条、地方債の補正、６ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。これより総括質疑。逐条質疑を終わります。総括質疑を行います。

総括的な事項について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）ありません。なしと認めます。

議案第２９号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２９号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第２９号 令和６年度本山町一般会計補正予算（第８号）は、原案のとおり

り可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 18. 議案第 30 号 令和 6 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（岩本誠生さん） 日程第 18、議案第 30 号 令和 6 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括質疑について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なし。なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第 30 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 30 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第 30 号 令和 6 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 19. 議案第 31 号 令和 6 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第 19、議案第 31 号 令和 6 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第31号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第31号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第20． 議案第32号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（岩本誠生さん） 日程第20、議案第32号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括的な事項について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第32号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第32号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第21. 議案第33号 令和6年度本山町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(岩本誠生さん) 日程第21、議案第33号 令和6年度本山町簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

補足説明を許します。

中西建設課長。

○建設課長(中西一洋さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

第2条、収益的収入及び支出のうち、収入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないので、総括質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

議案第33号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第33号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、議案第33号 令和6年度本山町簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第22. 議案第34号 令和6年度本山町病院事業会計補正予算(第4号)

○議長(岩本誠生さん) 日程第22、議案第34号 令和6年度本山町病院事業会計補正予

算（第４号）を議題といたします。

補足説明を許します。

佐古田事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

第２条、収益的収入及び支出の補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、第３条、資本的収入及び支出の補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないので、質疑を終わります。

第４条、他会計からの負担金及び補助金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより総括質疑を行います。補正予算に関する総括的な事項につきまして、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第３４号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３４号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３４号 令和６年度本山町病院事業会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ちょうど日程的に調整が取れそうですので、午前中の審議は以上といたしまして、１時まで休憩いたします。

休憩 １１：４２

再開 １３：００

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～

日程第２３．議案第３５号 令和７年度本山町一般会計予算

日程第２４．議案第３６号 令和７年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算

日程第２５．議案第３７号 令和７年度本山町国民健康保険事業特別会計予算

日程第２６．議案第３８号 令和７年度本山町介護保険事業特別会計予算

日程第 27. 議案第 39 号 令和 7 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

日程第 28. 議案第 40 号 令和 7 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算

日程第 29. 議案第 41 号 令和 7 年度本山町簡易水道事業会計予算

日程第 30. 議案第 42 号 令和 7 年度本山町病院事業会計予算

○議長（岩本誠生さん）日程第 23、議案第 35 号 令和 7 年度本山町一般会計予算、日程第 24、議案第 36 号 令和 7 年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算、日程第 25、議案第 37 号 令和 7 年度本山町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 26、議案第 38 号 令和 7 年度本山町介護保険事業特別会計予算、日程第 27、議案第 39 号 令和 7 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算、日程第 28、議案第 40 号 令和 7 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算、日程第 29、議案第 41 号 令和 7 年度本山町簡易水道事業会計予算、日程第 30、議案第 42 号 令和 7 年度本山町病院事業会計予算、以上 8 議案を一括議題といたします。

これらの 8 議案につきましては、本定例会の初日の 3 月 4 日に提案された特別委員会に付託し、審査をお願いしてきたところであります。審査が終わった旨の報告をいただいておりますので、委員長より報告を求めたいと思います。

令和 7 年度予算審査特別委員長、4 番、松繁美和さん。

○予算審査特別委員長（松繁美和さん）（別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生さん）令和 7 年度の予算審査特別委員長の松繁美和さんからご報告をいただきました。委員長におかれましては、ご苦労さまでございました。

これより 8 議案について順次進めてまいります。特別委員会で審査しておりますので、質疑を省き、1 件ずつ行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めますので、1 件ずつ進めてまいります。

議案第 35 号の討論を行います。発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

議案 35 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 35 号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 35 号 令和 7 年度本山町一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第 36 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案 36 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３６号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第３６号 令和７年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第３７号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第３７号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３７号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３７号 令和７年度本山町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決とすることに決定をいたしました。

議案第３８号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第３８号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３８号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３８号 令和７年度本山町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決とすることに決定をいたしました。

次に、議案第３９号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第３９号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３９号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３９号 令和７年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第４０号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第４０号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４０号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第４０号 令和７年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決とすることに決定をいたしました。

議案第４１号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第４１号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４１号については、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第４１号 令和７年度本山町簡易水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決とすることに決定をいたしました。

次に、議案第４２号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第４２号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４２号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第４２号 令和７年度本山町病院事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３１． 議案第４３号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第３１、議案第４３号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

中西建設課長。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 １３：１１

再開 １３：１２

○議長（岩本誠生さん）資料配付が終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。
補足説明を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）国道側の出入口、自由勾配側溝でやるということですが、大分、国道が幅も、マンションのほうから、今現状、出入口と新道の出入りが、片一方は下へ下りる、片一方は道路がダブったような感じですけども、そういうのが、今度、やはりこの新しい側溝とかを入れることによって解消される。出入りが、マンションのほうも新しい新道のほうも出入りが余裕で、安心で行けるようになるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）説明させています。

平面図のところの、どう言ったらいいかな。国道側のところに、ピンク色のところが今回の改良のところなんです、そこに茶色と黄色の進入路というか、車路があります。これがアパート側に進入する車路となっています。そういった計画で進めているところです。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）そうしたら、今度、マンション側、今までこう入っておったのが、今度、国道側の上流の感じで下りていってなるような感じですかね。分かる。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）ご質問の意図というと、国道側と並行してというか、並列したような状態の図面となっております。どう言ったかな。国道から曲がり、新道に入るところからアパートのほうへ進入するような、国道と並行した形で車路としては整備するというようなものです。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第43号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第43号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第43号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに

決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 3 2. 議案第 4 4 号 町道の路線認定について

○議長（岩本誠生さん） 日程第 3 2、議案第 4 4 号 町道の路線認定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

中西建設課長。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13：20

再開 13：21

○議長（岩本誠生さん） 資料の配付は終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第 4 4 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 4 4 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 4 4 号 町道の路線認定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次の議案第 4 5 号からは、それぞれのタブレットにおいて議案の審議を行いますので、準備をいただきたいと思います。第 4 5 号は、本山町子ども・子育て支援事業計画の策定ということから、順番にタブレットで説明をしていくことになりますので、準備できるまで暫時休憩します。

休憩 13：24

再開 13：28

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３３．議案第４５号 本山町子ども・子育て支援事業計画の策定について

○議長（岩本誠生さん）日程第３３、議案第４５号 本山町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

４番、松繁美和さん。

○４番（松繁美和さん）１点、確認のためにお伺いいたします。

３２ページです。３２ページに「経済的負担の軽減」という欄がありまして、その②町立学校の就学支援ということで、現状が内容が書いてありまして、ここに、全員協議会の際に私が意見を申しましたが、嶺北高校入学者、中学と高校入学者の奨学金の免除規定がございますけれども、その下、「今後の方向性」というところでは、１行、「引き続き、就学支援を行います。」と書いてありますが、この１行の中は現状の全てを含むものなのかどうかを確認させてください。

議長、以上です。

○議長（岩本誠生さん）施行部、答弁。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁申し上げます。

この子ども・子育て支援事業計画の中では、現在ある奨学金制度、奨学支援ということはこの中では記載しておりますが、その内容の記載ということで、その奨学資金の今後の考え方につきましては、また別途、別の段階、あるいは庁内でも協議をして検討していきたいと思えます。あくまでも、この計画は、今ある子ども・子育ての支援の今の現状の部分を記載しておりますので、方向性としましては、もう奨学支援を行いますという範囲で記載をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思えます。

○議長（岩本誠生さん）４番、松繁美和さん。

○４番（松繁美和さん）少し分かりづらいですね。先ほどいろんなものをPDCAサイクルで回していった検討すると言いましたけれども、この課題は、何か検討してやってみて、ああだった、こうだったというほかの計画とは若干私は、若干というか、全然違うと思うんですが、このことについては、あれだけご意見が出たわけですので、どういう方向性で見直

すのか、奨学金の支援はして、奨学支援はするけれども、制度の運用については考え直すということであれば、そういう言い方をして答えてもらわないと、少し先ほどの答弁では分かりづらいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）お答えします。

制度は制度として見直し、あるいは検討、協議を別途していきますが、もうここの書き方としましては、その方向性を明確に記載するということが、委員会でも協議をしてきておりましたので、現在、この計画の中ではもう引き続き就学支援を行いますということで整理をさせていただきました。議員おっしゃいました制度の見直し、あるいは検討につきましては、それはそれで別途していく必要があるというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）4番、よろしいですか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）これは何回も聞かれるのかな。

（「3回」の声あり）今3回目ですか。4回目までですか。

（「3回目」の声あり）そうしましたら、例えばすぐ、同じ、先ほど予算審査の報告もいたしました、考え方は一緒だと思うんですね。嶺北高校に行った人だけに支援するというのは、それはおかしいということで、それは、町長の答弁では、公平性を保つと。教育の教育的配慮に欠けないようにする方向で検討するというふうに言われました。その上で審査は採択をしたわけですが、今の教育長の答弁では、方向性が示されないまま検討するというのでは少し理解ができないので、まだそういう方向性も持たないなら持たない、持つなら持つ、それは明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁できますか。これは基本的なことでありますので、教育長、もしくは町長、どちらでも、答弁をしていただきたいと思います。教育長のほうで。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁を申し上げます。

この奨学金のことにつきましては、議員おっしゃる内容の質問の点につきましては、当時、もう言わなくても分かっていると思いますが、高校の魅力化の関係で、それぞれそういうことを図りながら活性化をしていこうということで始まっていったものだというふうに思っております。

そういうことでありますので、それにつきましては、今後、内容を拡大、充実していくためには、こちらでも十分に話、意見は理解しておりますので、前向きといいますか、検討は、その奨学金の制度につきましてはしていきます。ただ、この「今後の方向性」へそのことを書くかどうかについては、この今の時点で、そのままそれを書くかどうかにつきましては、委員会もこういったことでしておりますので、そういう協議はしていくということでご理解をいただいて、ご審議をいただきたいというふうに考えます。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑はありませんか。ないようで……。ありますか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）子ども・子育て支援事業、令和2年から6年までの分が改定になって、今回、引き続きやっていくということで、支援事業計画、令和7年から令和11年度ということで、また本当、この書いてある計画はもうすばらしい。これが全部できたら言うことがないというような。これをやはりいかに実行して計画を進めていくか。描いた餅だけになったらいかぬので進めていくか。

また、この中にさくら図書室等も出てきたり、バリアフリー等も出てきたり、文言がありました。今、さくら図書室のトイレが非常に、やっぱり階段3段ぐらい下がって行かにかいぬ。ちょっと使いづらい。小さい子どもさんなんかを連れてきた人なんかは、とっても使いづらいんじゃないかと思いますが、この計画の中で、さくら図書室等のトイレ等も早急に直していくというか、取り組んでいくのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）無理やりにその計画の中に結びつけていたような感じがしますけれども、さくら図書室のトイレが壊れていると。直してくれということでしょう、要は。

（「いや、小さい子が来たときに」の声あり）それで、それを直してくれということでしょう。

（「そうそう。子育て環境の充実にあるので」の声あり）いや、だから、そういう計画にすることではないけれども、もうすぐお答えください。もう時間的に追っていますので。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）お答えします。

実効性につきましては、それぞれ具体的な施策を進めていきますが、計画を立てたのは教育委員会が主管しておりますが、これは、健康福祉課、保育所、学校、そういったところがそれぞれの部門で連携して、具体的な記載をしておりますし、検証もしました。また、協議に当たっては、もちろんアンケートで保護者の皆さん、子育て世代の皆さんのご意見もいただきまして、より具体的にいけるように大勢とお話をしてきたところでございます。そういうところで、ただ教育委員会だけではございませんので、それぞれ進めていくという総合的な計画となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

さくら図書室のトイレにつきましては、書いておりますように、機能の充実、この中でそういった今も協議をしている場もございますので、そういうところで整理をしていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、よろしいですか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）よくまとまった冊子だと思うんですけども、子育てというのは保育だけですか。小学校だけですか。中学校だけですか。やはり町として関わっている保育、小学校、それから中学校、全てに対して網羅して子育てという支援をしていかなければ、中

学校はもう関係ないよというような形であれば、非常に残念な冊子になっているとしか言いようがありません。

というのは、ほとんど中学校のことについては触れられていない。アンケートを取ったと書いてありますけれども、アンケートの具体的な数値も書かれていない。私は、これであれば、中学校に対する支援とか、そういったものは、子育てはないというふうに教育委員会は考えておるのかなというふうに思われても仕方ないと思います。やはり中学校に関しても、しっかりとアンケートを取ったのであれば、アンケートの結果を具体的に、未就学児、それから小学生の父兄とか、そういった者にとったように、中学校の父兄についてとか生徒についても、そういったアンケート結果をこの場に公表しておくべきだと思います。そういったもの、次のときにはそういったことを入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁を申し上げます。

もちろん、中学校はしないとか、そんな思いはございませんし、当然、子育ては、いろんな世代にわたって子育てというふうになろうかというふうに思います。アンケートにつきましては、参考の非常にいい意見だというふうに受け止めをさせていただきたいと思います。

なお、具体的な施策の中に、中学校を含めて、いろいろな施策を載せてあります。ですから、そういったところで、保育から高校まで、小中高までの連携、こういったことにつきましても施策として載せておりまして、0歳から18歳、例えば教育委員会であれば、0から18歳の中で本山町内でそういった子育て環境を進めていくといったことも書かれておりますので、決して中学校は抜けているという計画ではないというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）何回も言って申し訳ないんですけども、やはりアンケートを取ったのならば、アンケートの結果というのは、同じようなページ数で出しておくべきというのが必要じゃないかなと思います。やはり中学校の生徒さんのご家庭では、中学校に対してのアンケートというのはどういう結果になったかというのを知りたいと思いますし、今後、小学校から中学校に上がっていかれる方については、やっぱりいろんな要望があると思います。そういったものもアンケートの結果として出てきておったのであれば、そういったものを明確にしておく必要があろうかと思います。

次回の、5年先になると思うんですけども、そのときには、そういったふうな形で、どの区分に対しても平等な形でアンケートの結果というものを表示していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん）そういう要望が出ていますので、次の計画のときには配慮していただきたいというふうに思います。

1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）1 点だけ。

我々は、これは今、タブレットでチェックしているので、全部チェックできていませんが、例えば、32 ページの1 行目、「高校卒業までの児童」。児童というのは小学生を指して、中学、高校は生徒ですから、この場合、「児童・生徒」。

それで、本山町がその下の「就学支援」しているのは、「学資金」でなくて「奨学金」。

これは、今回はいいので、かちっと用語の定義をして、用語のぶれがないように、これは要望です。お願いします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）議員おっしゃられた点につきましては、用語のことにつきましては精査をするようにします。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第45号について採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第45号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第45号 本山町子ども・子育て支援事業計画の策定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第34．議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○議長（岩本誠生さん）日程第34、議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題といたします。

補足説明を許します。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん）汗見川地域、また木能津地域、本当どちらも道路整備、集落の道路整備、また水源地、水の確保等、急がれるので、この有利な辺地債を利用して、やっぱりできるだけ事業を進めていく。ただ、予算なくして先送りせんと、一日でも早く使って、住み

やすい生活、安心な道路、安心・安全につながるようにするべきだと思いますが、事業をやはりもっと進めるべきと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） いや、そのとおりであります。まさにそういうためにこの総合整備計画を提出しているわけですから、８番議員のおっしゃるとおりです。

これに対して答弁はありますか。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん） お答えいたします。

計画どおりに必要なところから順番に進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第４６号について採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４６号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第４６号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第３５． 議案第４７号 本山町再エネ導入ロードマップ・本山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の策定及び改定について

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第３５、議案第４７号 本山町再エネ導入ロードマップ・本山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の策定及び改定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

１番、吉川裕三さん。

○１番（吉川裕三さん） この本編の中に、本町における民有林は既に伐採期に入っているという記述がございます。それで、片や４８ページには、２０５０年には、現在より３５％、森林によるＣＯ_２の吸収率が減り、１，９００万トン減ると。それで５６ページに、本山町

コンパクトフォレスト構想の中においても、森林によるCO₂の吸収率が減るという、2050年にはなるという予測が出ておりますが、それならば、現在、町有林、民有林を含めて、木の伐採を進めるべきじゃないのかと考えますが、この計画はそのことについて触れているのか。そうでなければ、これをずっと見てみると、皆さんが民間企業と一緒に話合っていてやっていったとしても、森林による現在最大のCO₂を吸収している、そのものが吸収率が下がるという前提になっていますが、果たしてこれでいいのかどうか、その1点、質問させていただきます。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）お答えいたします。

吸収量がどんどん落ちていくということですが、そのためには、吸収量を上げていくためには、やっぱり古い木を切って、新しく植えていくと。森林の循環といいますか、そういう手だてをしていかないと、古い大きな木ばかりになってしまうと、森頼みではないですけども、その森林のほうも、そこばかりに頼っていくわけにはいかないというところがありますので、当然ながら、もりとみず基金などでもその取組をしようとしてくれていますし、各地の町村でも、当然、木を切って新しく植える、再造林するような取組をしていると思いますので、また、それを進めていける、お互いにちょっと確認もしながら、どれくらいいけているのかというのは確認もしながら進めていかにやいかんと考えてはおります。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）森林施業の件につきまして、補足の説明をさせていただきます。

この森林が大変伐採期を迎えて、非常にCO₂の吸収量も今後少なくなるという点については、国や県につきましても非常に問題意識を持っておりまして、本町でも昨年のちょうど同時期に森林施業計画という計画を策定させていただきまして、その中でやはり再造林というものが一つ大きな取組の目標ということで、これにつきましては、県のほうも、再造林化するに当たりましては、かなり補助金等の上乗せ等も、そういう対応もしながら、それを進めるということでやっておりますので、本町につきましては、昨年策定しましたその森林施業計画に基づきまして、森林組合とも連携しながら、再造林については精力的に進めていくということにしております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）それでは、活動目標ということで、間伐計画が年に90ヘクタール、再造林が30ヘクタール、確実にこの目標を達成したとしても、35%、CO₂の森林による吸収量が減るという、これは計画を立てていますから、そういう見通しということは、この計画以上の、間伐が90ヘクタール、再造林が年間30ヘクタール以上の施業をしないと、35%のCO₂の削減、吸収量が減ることが達成できないということになりますので、

この目標以上の達成に向けてどういうふうな取組をするのかについて、再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）森林ばかり、なかなか森林頼みになってしまっているといけないので、当然ながら、この計画の中にも入れていますけれども、太陽光とか、そういうものを導入していった補い合うというか、そういう形で進めていきたいというふうには考えております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）この計画では、家の小まめに電気を消すとか太陽光とか書いていますけれども、それは微々たる努力であって、現在、世界的に、例えば、先日のロサンゼルス、今回の大船渡、山火事によるCO₂の排出量等が非常に多いと。だから、現在の吸収もしないその山をそのまま置いていて、仮に、これはあってはならないこと、山火事になったら、吸収もできないわ、CO₂を排出するわ。それで、我々、民間の人が団結して微々たるCO₂削減をしたところで、追いつかないと。だから、やはり本山町としては、現在、CO₂の排出よりは吸収のほうが多いということであれば、最大の現在吸収していただいている森林というものの循環というのを第一に考えるべきではないかと。そのために、本山町としてもこの林業ということに対しての施策を重点化していると考えますが、再度、その点についてお尋ねします。

だから、当然、再生可能エネルギーによる発電というのは、それはもう分かっているんです。それをしなくて、自然による吸収というのをもっと重点化すべきじゃないかと思うんですが、再度、最後にお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）議員ご質問の件はよく分かりますが、今、二酸化炭素の排出量等、森林が吸収する吸収量、約3倍だったというふうに思いますけれども、森林が吸収しているのがマイナスになっていると。ゼロじゃなくて、言葉が出てきません。すみません。吸収量のほうが多くなっていますので、やはりその中で、大径木化する、伐期を迎えているけれども、今、材価が非常に安くて、なかなか森林の活用が進んでいないと。あわせて、一方、それによって再生林にもなかなか手がつけられていないというようなことで、やはりこのいわゆるゼロカーボンを進めていく中で、森林整備もその一つの役割を持っているということで、経済としてやっぱり森林を動かしていく必要があると思いますし、このフェーズでいうと、間伐とかを進めて、それを利活用して、いわゆるバイオマスの活用とか、今後、そういったことなんかも進めていくということで山を動かしていくということで、吸収源でもある森林の整備を進めることによって、一つの二酸化炭素、脱炭素の取組を進めていくというふうに捉えていかなくちゃならないというふうに思います。森林は経済活動としても大きな役割を持っておりますので、やはり経済活動も進めながら、それが併せて脱炭素にもつながるという理念の下で、今後、その森林整備と脱炭素を併せて進めていくということをして

していかなくちゃならない。

ただ、やはりこれは理念、思想ですので、やはり森林だけでゼロカーボンシティをするのか、それはまた僕は違うと思うので、やはり住民の皆様、私たちも含めて、事業所も含めて、そういった省エネの活動も、これは、それを進めるという、それが脱炭素につながっているんだという、そういった運動としても進めなくちゃ、ただもう森林は吸収量が大きいから、森林だけに頼っていくというのは少し違うのかなというふうに私は考えます。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 今、町長が言われたことなんですけれども、例えば、今回の国見山の風力発電に関して、住民の方が、林道を拡張する上における心配とか、いろんなことをされています。また、逆に言えば、林業をされる方については、林道が広がって、非常に経済、今言われた小径木ですか、直径の大きい木を切り出すときにそういった林道が使えるので、非常に地域の活性化にもつながり、再生林にもつながるというようなことを言われる方もいらっしゃいます。

今、町長が今言われたことについて、おととい、私が質問したときには、町民の人が不安に思っておることについては、きちんとした対応をして、事業者と対応していくというような回答をされたのと、若干ニュアンス的には違うような感覚がするんです。経済的なものを重視するのか、それとも住民の不安を払拭することを最重点に置くのか、そのところを、すみませんが、もう 1 回答弁していただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 僕はそれは論点が少し違うんじゃないかと思っていまして、本山町は、基幹産業は第一次産業で、農業、林業、畜産と捉えておりますので、その中の産業の一つとして林業があると。これは、林業振興を進めなくちゃならないというのは、これはどこかに矛盾があるのでしょうか。私は、産業振興として林業を振興していく必要があるということ話をさせていただいております。

一方で、開発と環境とか景観とかの調和は、それは取っていかなくちゃならないというふうに考えております。経済としては、本山町の基幹産業である林業、畜産、農業を振興するということは、これは積極的に、非常に林業、今、材価は少しだけ回復していると林業者の方にはお聞きしておりますけれども、それでも非常に厳しい中で、やはり林業振興をしていかなくちゃならない。それはひいては再生林にも取り組む必要性がございますので、それがひいてはこの脱炭素、ゼロカーボンシティの取組にリンクしてくるというふうに私は捉えております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 私も町長と同じなんです。反対派の反対される方の意見も聞いていますし、林業に携わっている方の意見も聞きました。じゃ、どっちに軸足を置くかと非常に悩みました。でも、町の将来のことを考えると、やっぱり経済というものをもう重視していかないかぬ。やっぱり林業で投資されておる方もいらっしゃいますし、林業で職を執ってい

る方、稼ぎを出している方もいらっしゃいます。そういった方を無視することはなかなか難しいというふうな考え方で、私は、賛成でもない、反対でもないということを一般質問のときに言いました。

でも、町としてはやっぱり町全体のことを考えていただいて、事業者に対していろいろ話をさせていただくことは大変ありがたいことだと思いますけれども、全面撤回とか、そういったものを求めていくような流れにだけは、町としてやってほしくないなというふうなところを今も思っております。

それと、この委員会のときに、私、言ったんですけれども、この水力発電のことについて非常に軽視されております。マイクロ水力発電という、最近、いろんなところで、太陽光のペラペラのやつとよく似た形で、水力発電についても非常に目まぐるしい発展をしております。それについては委員会の中でも言ったんですが、そのことについては一切触れられていません。あくまで小水力発電。ですから、小っちゃなダムを造って水力発電をするというような計画のことしか書かれていませんが、そういったことについては、もう完全に本山町としては、マイクロ水力発電であったり、そういうものは考えないんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）小水力発電、マイクロですね。この計画書の中には、マイクロのほうまでは資料には載っており……。失礼しました。70ページですが、5番の水力ということで、フェーズを書いてあるところから2行上のところです。その右手のほうですが、小水力発電、マイクロ水力発電に対して、継続的にニーズ等を確認して進めていくというような内容で書いています。会議の中でも、そういう使えるものの実証とか、どこかで参考になるところがあれば、当然、活用ができるかどうかというのを検討していくということになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）いいですかね。

（「もう1問」の声あり）もう1問。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）先ほど課長の説明の中に、災害時に、災害が起こったときに、このいろんな取組によって、町内に電気とかそういったものが供給されるようにしていくというふうなことを述べられたと思います。ところが、今、そういった協定が実際にある、エフビットさんとか、今度、今計画されている国見山の事業所と、そういったふうな協定というようなものを将来的に結ぶ予定はないか。

それと、今、前々回のときの一般質問でお聞きしたんですが、飲み水関係のいろんなレポートを見てみると、小径木の言ったら製材所を見学しておるような写真があります。そのときには、そういったふうな新しい製材所については全然考えていないというふうなことを町長から返答いただきました。

ところが、今さっき、課長の説明の中で、小径木をそのまま置いておくことによるマイナス点というのを非常に大きく説明されたと思います。やっぱり小径木の伐採をするということになれば、当然、その小径木を製材にする施設というのは造らなければいけないと考えています。それに関しては、県のほうは、今ある事業所であれば、国のほうから小径木の製材をするための補助金等もあるというふうな回答をちらっと聞いたことがあるんですけども、そういったふうなことについては町としては考えられていないのでしょうか。すみません。この議題にはふさわしくないかも分からぬですが、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん） ちょっと産業振興のほうまで話が進んだら、幅広いけれども、澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） まず、災害時の電力の問題、やはり太陽光発電、自分の家とかを建てて蓄電池を備えて、災害時にその電気を活用するという、そういった自衛という言い方は正しいでしょうか。ただ、今、エフビットとか、そういったところと優先的に本山町がその電力を使わせてもらうという協定については、私、それができるのかどうかも含めて、これは十分承知していないので、それはまた研究課題ということにさせていただければというふうに思います。送電線を使って電力を売電されていますので、それが本山町の住民だけが優先的に使えるという方法があるのかどうかというのは、ちょっと私も勉強不足なので、ちょっと研究というか、研究してみたいというふうに思います。

それから、小径木というのは大径木のこと、大きな。やはり製材で、なかなか大径になるとくると、四国では1か所あったのかな。四国外へ持ち出さぬと製材ができないとかという話は、私も当然聞いたことがございます。大径木をどういうふうにするのかも含めて、今、建築材としてなかなか大径木を使う方法が、逆に言ったら、ないということがありますけれども、やはり大径、本山町なんかも、それから高知県でも、そういう伐採、伐期が来た木がだんだん大きくなる。年々、材積は増えていますので、そういった大径木の活用も含めて、その製材できる箇所が必要じゃないかという話は、私も話を聞いたことがございますので、これはなかなか一町で抱えるということではできないかもしれませんけれども、もりとみずの基金とか、いろんなところで、その大径木の活用も含めて、これは論議、検討してみたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん） 118ページ、今後の進めていく上での委員の構成員の案が出ておりますが、ここで、私はもう少し付け加えたらいい委員がいるんじゃないかなと思ひまして、それをさせていただきますが、そのことについてのお考えを聞きます。

といいますのは、よく産官学、そして、産官学までは入っておりますけれども、金というのがありまして、やはりいろいろこれからの事業をやっていくという意味では、金融機関も入っていただくのがいいのではないかと。

そして、学のほうは有識者で大学の先生というようなことが示されていますが、今、本町は高知大の地域協働学部との連携などがありますので、ぜひ学生さんなんかにこの委員に入ってもらえるようなことをしていくと、これは先ほどから産業問題に発展しておりましたが、やはりそうしたことも含めた地域づくりの問題になってきますので、そういう意味では、住民の方はもちろん民が入り、住民の民が入り、そして産業、官、行政が入り、そして学、金というようなことで、少し、これから委員を募集していくに当たって、まだこれは案でございますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）お答えいたします。

金融のほうということですが、委員ではなかったんですけれども、オブザーバーとして入れていただいていた。そういうこの再エネの事業なども非常に詳しい方でしたけれども、ちょっと会議のほうが非常に長くなったりして、十分知見のほうを出していただくあれがなかったので、すごく残念でしたんですけれども、またいつでも来ますと心強く言っていたきましたので、またお話をしてみたいと思います。

それと、先ほどおっしゃった学生さんも、高知大学との連携で、シャッターアートの取組なんかも、高校生、大人、それと大学生とやったりもしておりますので、非常によいご提案をいただいたと私は思っています。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）1ページ前の117ページ、ちょっとPDCAサイクルについてお聞きしますけれども、この中で表の29のところですね。まず、この表の1番目のところに、本町全域の温室効果ガスの排出量をモニタリングしながら、2030年及び2050年の温室効果ガス削減目標の達成状況に対し進捗管理を行うということで述べられています。

2030年というのは、2013年から17年間の間に50%の温室ガスを削減するところ、2030年は出ていると思いますが、次は2050年ですね。現在が2025年ですので、2030年までは5年ですが、その後は20年。PDCAサイクルをするのには、あまりにもこういったものは長いんじゃないか。モニタリングというのは毎年やっていくのか。それから、進捗管理で見直しをするというのは30年と50年。例えば50年でやっても、50年後というのは、もっと早くしないと、50年に達成できるか分からないですね。もっと早くその進捗状況を分析しながら対応策を練っていかないと、50年には達成できないと思うんですが、その辺のところ。

それと、次の表のところの事務のほうですかね。事務事業に係るのは2030年だけ載っているわけですね。2050年の目標はないということなんですか。それとも、両方で温室効果ガスを削減するという管理をしていかないとおかしいんじゃないかと思うんですが、その辺の対応について説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん）私のほうから、事務事業編について。

これは、公共団体、すなわち本山町が目標とするものです。その目標については、5年間で計画期間になります。2050年、目標は30年、50年ですけれども、役場としてやることについては、当面5年間をやるというところで、2030年までの数値をモニタリングしながら、毎年、その使用量をやりながら、それを指定管理する施設、モンベルとか農業公社も含めて、病院も含めての分の役場として使っている電力とか燃料に対して、どれぐらい削減目標が達しているかについて検証するということ、これは事務事業編の5年間です。それを目標として、最終的には30年。それは、2027年に第1期計画をつくったときに削減目標というのを立てていますので、それに対する達成率を毎年モニタリングしながら、公表しながらやっていくものです。

事務事業編については以上です。

○議長（岩本誠生さん）何、答弁か。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）お答えいたします。

まずは、先ほどPDCAのお話もありましたけれども、推進委員会と毎年確認をしていくという体制です。それで、基本的に地球温暖化の実行計画は、5年ごと、基本、大きな区切り。毎年確認しつつ、大きなくくりで5年ごとにまた新たに地球温暖化対策の実行計画をつくり直して、改定しながら進んでいくと。50年まで、何回も5年ごとに改定をしながら進めていくというようなものですので、チェック自体、確認自体は毎年、そして5年ごとの区切り、そして最終の2050年へつながっていくというものになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）この表現では2030年と2050年にやるということになっていたので、そういう質問になりました。できれば、この5年後だとか何か、括弧書きでも入れたらいいかなというような思いもします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）進捗管理は先ほど課長が答弁したとおりでございますけれども、政府はもう2050年、これを公表していますよね。カーボンニュートラル、いわゆるゼロですね。排出と吸収をゼロにするというカーボンニュートラルに持っていくということ。それから、2030年に46%の排出削減目標達成を目指すというふうになっていますので、この2050年、特にカーボンニュートラルの達成に向けてという方針を政府も出していますので、それに向けてということで、2050年というのは非常にこれからいろんなところで使われると思いますけれども、日本政府は2050年までにカーボンニュートラルを目指すという表明をしておりますので、この2050年という年数は、その目標年度として非常に重たいものだというふうには感じております。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 本山町再エネ導入ロードマップ、持続可能な環境づくり、ゼロカーボンシティ宣言、また低炭素・循環型社会の構築、再生可能エネルギーの導入と利用促進、また森林等の吸収源対策が 3 本柱となっております。また、この計画により温室効果ガス排出量の削減と持続可能な地域社会の形成を目指しますというふうにもなっております。その中で、やはり持続可能な環境に向けて進んでいくということは非常に素晴らしいと思います。

世界に目を向けると、外国のほうにおいては……

○議長（岩本誠生さん） 質問してください。質疑ですから。

○8 番（大石教政さん） それで、この中で国見山風力発電等も出ておりますが、この中で、やはり水とか環境問題等により持続可能な地域社会が失われるような可能性もあるんじゃないか。また、森林の環境整備、二酸化炭素吸収ということで、本町の森林なんかも、間伐とか再造林、手入れもまだまだ遅れていると思われませんが、このゼロカーボンに取り組むためにも、やはり森林の整備が急がれるんじゃないか。

また、太陽光発電、家庭用とかをつけることですが、今まで太陽光をつけている方なんかも、やはりその太陽光があるために屋根の修理がしづらいとか……

○議長（岩本誠生さん） そんなところまで発展をしなくてもいいから、まず、主体たるものを質問してください。屋根の修理までこの問題に絡んでくると、話が吹っ飛ぶので。

○8 番（大石教政さん） 屋根に太陽光をつけるのが主やけん、ほら。それで、この太陽光利用促進のためにも、使った後、やはりいかに処分なんかも考えていく、持続可能な発展につながるようにしておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 質問の趣旨、分かりましたかね。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） まず、環境とその開発の問題は、これは今後もいろいろ出てくるんだろうと思いますけれども、やはりそういった調和の取れた整備、開発ということは、これは非常に重要なことだというふうに再度申し上げたいと思います。

森林整備につきましては、間伐もそうですけれども、やはり産業として森を動かすという必要性があると思います。それから、今、林業は働く方が少なくなってきた中で、でも逆に、協力隊の皆さんなんかは非常に林業に関心を持たれているということで、そういった自伐林家の方の育成とか、林業労働者の育成ということも非常に重要な課題になってくるだろうというふうに思っております。この林業を進めたくても、そこで働く方がいないということにつながったらいけませんので、この再エネ計画でどこまでそれが触れられておるかというのは、ちょっと言いにくいところがありますけれども、やはり森林整備ということとそういう背景があるということは、そうだろうというふうに思います。

太陽光発電につきましては、今、技術革新もされてきていまして、ただ私は、メガソーラーとか大規模な太陽光発電は、この本山町にはそぐわないと。景観でもそうですし、急傾斜

が多い中で、土砂災害とか危険区域もありますので。ただ、公共施設とか、それから個人がそういったのを導入するということについては、これは今後あり得るだろうというふうに思います。そういったことで太陽光発電についても検討していかなくちゃならないというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですかね。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん）森林整備について、一言言わせてもらいたいと思います。

うちは、住民課は税を徴収しております。森林環境税を1人当たり1,000円。うちの徴収額は140万円ぐらいですが、町に来ているのは4,000万円ぐらい。これは都会からのものが入っている。

森林環境譲与税がそもそも導入された経緯というのは、環境を守るためなんですね。災害の防除、環境をやる。それですから、皆さんもそうですし、私たちもそうですけれども、このことは、吉川議員にもありましたけれども、環境整備は林業家のためにだけあるわけではないと僕なんかは思って、森林環境税を徴収しております。

そういう意味で、予算編成にも、そういうふうな都会の人が納得できる、吉川議員から昨日ありましたが、植樹替えによる花粉の少ないものにするとか、山に来て親しめるとか、災害を防除して、その費用が増大にならないように、国費を抑制するためにも森林を整備するとか、そういうところをもっと広い意味で、全てが環境政策につながるということで、森林環境譲与税を何か利用して林業家をもうけさせるようなことだけを考えるんじゃなくて、幅広い論議も必要だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）ゼロカーボン、この大きい柱が森林の脱炭素の吸収というふうになっておるんだし、本町なんかは山の整備等も遅れておるので、積極的にやはり進めていくべきじゃないかと思われま。

それとあと、太陽光、家庭用のパネルなんかでも、つけるときには補助金があるけれども、古くなってのけるときも、やはりのけるような手だてをすると、より新しく進んでいくんじゃないかと思われま。

あと、風力なんかも、やはり地元が持続可能でできるようにやっていくべきだと思います。

森林整備は、本町は人手が少なくて十分できていないか、やはりまだまだ手入れをせぬといかぬ山が、民有とかもいっぱいあるんじゃないかと思われまが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）論点がはっきりしませんけれども、執行部のほうで答弁を。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えをしたいと思います。

森林整備の必要性ということで、いろいろご提案もいただいたところであります。本町としましても、森林組合を中心に、本日、予算も認めていただきましたが、造林事業ということで、令和7年、トータル1億4,000万を超える森林施業の事業を展開していくように

しております。そういうもので間伐でありますとか下刈り、再造林等々のきめ細かな事業を展開するということと、あと、一定、この本山町の90%以上の森林面積に対して、やはり人手が足りないというところでは、なかなか進捗率が上がらぬというのも現状であります。いろんな新しい地域おこし協力隊も含めて、頑張っておる方も増えておりますので、そういう力も借りながら、行政と林業事業者等が連携して精力的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第47号についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第47号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第47号 本山町再エネ導入ロードマップ・本山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の策定及び改定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

もう1問いこうかと思ったけれども、長時間になりましたので、ここで10分間休憩します。

休憩 15：16

再開 15：24

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第36．議案第48号 本山町みらい創造戦略の策定について

○議長（岩本誠生さん）続いて、日程第36、議案第48号 本山町みらい創造戦略の策定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第４８号についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４８号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第４８号 本山町みらい創造戦略の策定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで追加議案がありますので、町長より追加議案の提案がありましたので、暫時休憩して、議運を開きたいと思います。

議会運営委員長、お取り計らいをよろしくお願いします。

暫時休憩します。

休憩 １５：３４

再開 １５：５０

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程追加の件

○議長（岩本誠生さん）お諮りします。ただいま町長から議案の追加提出がありました。この際、上程し、本日の日程に追加して、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第１、議案第４９号 令和６年度本山町一般会計補正予算（第９号）についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 １５：５０

再開 １５：５１

○議長（岩本誠生さん）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局に追加議案名を朗読させます。

松葉事務局長。

○事務局長（松葉早苗さん） （別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生さん） 朗読を終わります。

提出者の説明を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） （別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん） 提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

追加日程第1．議案第49号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（岩本誠生さん） 追加日程第1、議案第49号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 資料の配付をいたします。

○議長（岩本誠生さん） 資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 15：54

再開 15：55

○議長（岩本誠生さん） 資料配付を終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を求めます。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入、10款地方交付税について質疑はありませんか。

14款国庫支出金について質疑はありませんか。

21款共済費について質疑はありませんか。

歳出に移ります。

歳出、8款消防費について質疑はありませんか。

12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

第2条、繰越明許費の補正、3ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようですので、質疑を終結します。

第3条、地方債の補正、3ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括的な事項について質疑はありませんか。

8 番、大石教政さん。

○8 番(大石教政さん) トイレトレーラーが2 台入ってくるということで、非常にいいと思います。

それで、これは2 トン車で、今後、牽引して移動するというような予定と聞きましたが、牽引の免許等もやはり順番に取得してもらって、2 トン車等が来たらすぐ使えるような状態にすべきと思われますが、お伺いします。

○議長(岩本誠生さん) 田岡総務課長。

○総務課長(田岡学さん) 牽引ができるように整えていきたいと思います。

以上です。

○議長(岩本誠生さん) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないですね。では、質疑なしと認めます。総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第49 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第49 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第49 号 令和6 年度本山町一般会計補正予算(第9 号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第37. 発議第1号 議員派遣の件

○議長(岩本誠生さん) 続いて、日程第37、発議第1号 議員派遣の件を議題といたします。

提出者に、発議第1号 議員派遣の件の趣旨説明を求めます。

9 番、澤田康雄さん。

○9 番(澤田康雄さん) (別紙のとおり議案提案理由説明)

○議長(岩本誠生さん) 以上で、澤田康雄さんの趣旨説明を終わります。

賛成者において補足説明はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

ないようですので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

ないようですので、これより発議第1号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第1号 議員派遣の件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第38. 発議第2号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
例

○議長(岩本誠生さん) 日程第38、発議第2号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者に発議第2号の趣旨説明を求めます。

9番、澤田康雄さん。

○9番(澤田康雄さん) (別紙のとおり議案提案理由説明)

○議長(岩本誠生さん) 以上で、9番、澤田康雄さんの趣旨説明を終わります。

賛成者において補足説明があれば、これを許します。ありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

これより発議第2号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第2号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第39. 発議第3号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
例

○議長(岩本誠生さん) 日程第39、発議第3号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例

例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者に発議第３号の趣旨説明を求めます。

９番、澤田康雄さん。

○９番（澤田康雄さん）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、９番、澤田康雄さんの趣旨説明を終わります。

賛成者において補足説明があれば、これを許します。

（「なし」の声あり）ありませんか。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより発議第３号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第３号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第４０．発議第４号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

○議長（岩本誠生さん）日程第４０、発議第４号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を議題といたします。

提出者に発議第４号の趣旨説明を求めます。

７番、中山百合さん。

○７番（中山百合さん）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、７番、中山百合さんの趣旨説明を終わります。

賛成者において補足説明があれば、これを許します。

（「なし」の声あり）ないようですので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

発議第４号について採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第４号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４１． 発議第５号 本山町議会傍聴規則の一部を改正する規則

○議長（岩本誠生さん） 日程第４１、発議第５号 本山町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者に発議第５号の趣旨説明を求めます。

７番、中山百合さん。

○７番（中山百合さん） （別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん） 以上で、７番、中山百合さんの趣旨説明を終わります。

賛成者において補足説明があれば、これを許します。ありませんか。

（「なし」の声あり） ないようですので、これより質疑を行います。質疑の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

これより発議第５号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第５号 本山町議会傍聴規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

請願文書が来ておりますので、それをまず配付をさせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 １６：２５

再開 １６：２７

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りしたとおりであります。請願文書表のとおりであります。

これにつきましては総務常任委員会に付託をいたしましたので、これを報告します。

また、3月5日付で陳情書の提出もありましたが、内容が請願と同様であるため、こちらに関しましても、議長より、請願と同様の取扱いとして総務常任委員会での調査事件とすることといたしましたので、ご報告をいたします。

請願書、陳情書については、皆さんでご一読いただきたいと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第42．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生さん）日程第42、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第43．総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生さん）日程第43、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び各特別委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出されております。また、各常任委員長及び各特別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長、各特別委員長からの申出のとおり、本件については閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岩本誠生さん）お諮りします。本定例会の会議に付されておりました事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することと決定をいたしました。

閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）議会3月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、本議会に提出いたしました条例議案27件、令和7年度の一般会計予算など予算議案14件、各種計画の策定4件、その他議案4件、そして追加議案1件につきまして、ご審議の上、適切な議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問で皆様からご指摘などをいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。

また、貴重なご提言等もいただきました。すぐに取り組めることにつきましては、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

特に、昨年から今年にかけて南海トラフ地震臨時情報が続きました。また、南海トラフ巨大地震の発生確率も引き上げられております。防災・減災対策に対する備えを改めて強く認識させられたところでございます。

また、人口減少対策や少子化対策などの取組を進めていくとともに、引き続き日用品や燃料、肥料や飼料、資材の高騰などによりまして、住民の皆様の生活や産業が圧迫されているということに思いを寄せまして、新年度に向かい、令和7年度の予算執行に留意してまいりたいと存じます。

町民の皆様や議員の皆様のご支援もいただきまして、私以下、職員一同、知恵と力を結集しまして、まちづくりに全力で取り組んでまいります。

さて、春本番が目前となってまいりました。季節の変わり目、体調などを崩されませんように、町民の皆様、そして議員の皆様方におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げまして、甚だ言葉は足りませんが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

長時間にわたります熱心なご審議、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）それでは、閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

皆さん方のご協力によりまして、1日会期を繰り上げての閉会となりました。議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど町長からも話がありましたように、間もなく春本番ということでございまして、桜のつばみも大分膨らんできたようではありますが、同時に、中国のほうから黄砂が大量にというようなニュースも来ておるところでございます。三寒四温ということを本会議の冒頭



の挨拶で申し上げましたけれども、まさに温かさと寒さが交互してしばらくは続くと思います。体調に十分留意をされまして、これからもますますのご活躍を期待いたしているところでございます。

今議会においては、様々なことで、また教訓的なもの、また課題というものもたくさんあったように思います。次回の会議のときには、議会には、そういうことも踏まえて、また違った形で展開をしてまいるように、皆さん方のご意見、それからご協力をお願い申し上げたいと思います。

委員会のそれぞれの常任委員会等の調査事項等も出ておりましたけれども、今、非常に重要な、風力の問題であるとか、様々な調査事項が出てきております。委員会等においても十分な調査を行った上で、住民の皆さん方にお伝えしていけるような報告書を提出していただきたいと思います。

執行部におきましても、いろいろな面で、今後、我々の議会と共に協力し合いながら、町民の福祉の向上のために努力をしていただきたいと思いますし、本会議のそれぞれ決まりましたことが令和7年度に十分生かされて、より本山町の発展につながりますよう期待をいたしております。

以上で挨拶といたしますが、どうも皆さん、お疲れさまでございました。

以上をもちまして、令和7年第2回本山町議会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

令和7年3月13日

午後 4時35分 閉会